一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ環境保全

● 発行 ●
平成28年
4月15日

VOL. 106

【特 集】

◆（一社）岐阜県産業環境保全協会
平成28年度事業計画

【行政ニュース】

◆「廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定について」
岐阜県環境生活部廃棄物対策課

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容　廃棄物・水質・土壌・臭気の分析等を行っています

産業廃棄物
- 溶出試験
- 含有試験

水　質
- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土　壌
- 底質
- 田、畑土、など

肥　料
- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭　気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

（処　分　業）・燃え殻　・汚泥　・廃プラスチック類　・金属くず　・動植物性残さ　・木くず
・紙くず　・繊維くず　・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　・ゴムくず
・廃油（タールピッチ）　・13号廃棄物

（収集運搬業）・燃え殻　・汚泥　・廃プラスチック類　・金属くず　・動植物性残さ　・木くず
・紙くず　・繊維くず　・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　・ゴムくず
・廃油　・13号廃棄物　・廃酸　・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

（処　分　業）・特定有害廃石綿等

（収集運搬業）・特定有害廃石綿等　・引火性廃油　・腐食性廃酸　・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物　・特定有害廃油　・特定有害廃酸　・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻　・特定有害汚泥　・特定有害ばいじん
※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、何なりと、下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214　岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL.（0574）62-2121（代）　FAX.（0574）62-6661
E-mail : ft@filltech-jp.com

目　次

特　集　(一社)岐阜県産業環境保全協会 平成28年度事業計画書 …… 2

行政ニュース　「廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定について」
岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 5

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～
「ぎふ地球環境塾について」　岐阜県西濃県事務所環境課 … 7

シリーズ　わがまちの環境保全と対策
環境への負荷が少ない持続可能な「循環型都市」を目指して
関市長　尾関健治 … 9

協会だより　〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉
理事会の開催 …… 10
委員会報告 …… 10
青年部会の動向 …… 10
〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉
全国正会員会長・理事長会議 …… 11
マニフェスト推進委員会 …… 11
総務倫理委員会 …… 11
全国正会員事務局責任者会議 …… 11
〈中部地域協議会〉
平成27年度第2回全体会議 …… 11
平成27年度第3回専務理事会議 …… 11
〈その他〉
産業廃棄物処理実務者研修会 …… 12
廃棄物処理法に関する法令講習会 …… 12
〈新規加入会員の紹介〉 …… 12
〈会員数の状況〉 …… 12

お知らせ　岐阜県、岐阜市の人事異動(関係分) …… 13
平成28年度産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程 …… 14
講習会の受講申込みはWebで!! …… 15
許可の有効期限にご注意 …… 19
協会への入会のおすすめ …… 20
会費の納入は便利な口座振替で …… 21
電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況 …… 22
産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について …… 23
産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 …… 24
保全協Newsについて …… 25
事務局からのお願い …… 25

編集後記 …… 26

表紙写真　「春らんまん」(岐阜市内) …… フォト飛水　大塚昭吾

平成28年度　事業計画書

第1　基本方針

国内の景気は、緩やかな回復基調といわれているところでありますが、産業廃棄物の業界においては、回復基調とまでは至っていない状況であります。

こうした状況下において第3次安倍改造内閣は、これまでのアベノミクス「三本の矢」を束ねて一層強化した「一億総活躍社会」を掲げ、我が国経済の活性化策として「賃上げによる労働配分率の向上」、「生産性革命による設備投資の拡大と生産性の向上」、「働き方改革による労働参加率の向上等」により「希望を生み出す強い経済」を目指すとしているところであります。我が国の産業界が大きく発展し、その産業界の発展の中で当業界も発展することを期待するものであります。

産業廃棄物処理業界にとりまして今年度は、前回の産業廃棄物処理法の改正から5年が経過しているところで、産業廃棄物処理法の改正が本格的に検討される年になるようであります。廃棄物処理法の改正は、日々の業務に直接影響が及ぶことであります。この動向には最大限の注意を払い、国の動き等を迅速に情報収集して早期に皆様へお知らせすることとします。

処理業界の課題としては、前回の法改正で設けられた「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の普及があります。施行後、既に5年になろうとしていますが、認定を取得した会員はまだ少数にとどまっております。協会では、やがて「優良認定は業界のスタンダード」になるものと考えております。前年度から行っているところでありますが、引き続き今年度も協会のホームページを活用した「事業情報の公表」、「電子マニフェストの操作研修会の開催」等を行い、認証申請の支援をし会員の優良認定取得に向けてなお一層取り組んでいくこととします。

会員の皆様におかれましては、協会の研修会、講演会などには積極的に参加し、知識技能の向上に合わせて、会員相互の交流、ネットワークの形成に努め、業績の向上に繋げていただくようお願いします。

第2　事業計画

平成28年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応しつつ、次の事業を推進していきます。

〔実施事業〕

1　啓発普及事業

(1) 情報化社会に対応するため、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図るなど、情報化事業に積極的に取り組みます。

(2) 産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を県民の方に深めてもらうために、環境フェア等での啓発、新聞広告等媒体

をとおして啓発を行います。

(3) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ積極的に会員業務の紹介を行います。

(4) 協会報「ぎふ環境保全」(年4回)を発行し、会員及び関係者に情報提供を行います。

(5) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員の事業の周知を行います。

(6) 県内の豊かな自然をテーマとした「オリジナル協会カレンダー」を作成、配布することによって適正処理の大切さを周知します。

2　産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及事業

(1) 産業廃棄物の適正処理を推進するのに有用な産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及を図るため、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を利用者に頒布します。

(2) 国、岐阜県、岐阜市及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、電子マニフェストの普及促進に努めます。

〔共益事業〕

1　組織強化事業

(1) 健全な産業廃棄物処理業界の発展を目指し、引き続き会員の加入促進に努めます。

(2) 優良会員等の表彰を行い、その功績を顕彰するほか、国、岐阜県及び公益社団法人全国産業廃棄物連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。

(3) 産業廃棄物対策基金の適正な運営管理を行います。

(4) 会員の許可期限及び更新手続きの案内を通知し、事務手続きを支援します。

(5) 協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会活動を支援します。

(6) 会員の福利厚生事業等の充実に努めます。

2　調査及び研修事業

(1) 産業廃棄物処理に関する研修会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察の機会を設け、会員の知識、技術の向上を図ります。

(2) 産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生研修会の実施、事業優良化の促進を図るため、研修会、講習会等を開催します。また、国及び岐阜県等の行う優良産廃処理業者認定制度等の情報を積極的に提供するとともに、優良認定の取得に向け、「優良認定制度マニュアル」の配付、協会のホームページを活用した「事業情報の公表」を行います。

(3) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するように努めます。

(4) 産業廃棄物に関する情報や関係法令の改正等に係る資料を、「保全協 News」、「協会ホームページ」等を通じて、随時会員に提供します。

(5) 産業廃棄物処理にかかる総合情報誌

「いんだすと」を、毎月正会員に配付します。

⑹　産廃手帳(2017年版)を会員に配付します。

⑺　会員に産業廃棄物処理等に関する図書の紹介、各種資料の提供を積極的に行います。

3　適正処理支援事業

⑴　産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます。

⑵　産業廃棄物の適正処理、再生利用等を一層推進するため、会員の産業廃棄物処理施設の巡回指導を行います。また、不法投棄の恐れのある地域のパトロールを行い、不法投棄の防止、早期発見に努めます。

4　協力交流事業

⑴　公益社団法人全国産業廃棄物連合会・中部地域協議会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、一般財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、情報の共有や相互支援の確立に努めます。

⑵　産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力します。

廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「政令」という。)等が昨年改正され、平成28年４月１日から施行されました。

今回の改正では、廃水銀等(廃水銀及び廃水銀化合物のうち、事業活動に伴って生じたもの及び輸入されたもの、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして環境省令で定めるもの)及び廃水銀等を処分するために処理したもの(表１)が特別管理産業廃棄物として新たに指定されました。

表１　特別管理産業廃棄物に指定される廃水銀等

1　特定の施設において生じた廃水銀等 (水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。	
	(1)　水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
	(2)　水銀使用製品の製造の用に供する施設
	(3)　灯台の回転装置が備え付けられた施設
	(4)　水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設
	(5)　国または地方公共団体の試験研究機関
	(6)　大学及びその附属試験研究機関
	(7)　学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
2　水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀	
3　廃水銀等を処分するために処理したもの(※環境省令で定める基準に適合しない者に限る。)	

※　環境省令で定める基準は水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること

1　特別管理産業廃棄物処理業の許可について

４月１日以降に廃水銀等を収集運搬又は処分を行う場合には、事業の範囲に廃水銀等を含む特別管理産業廃棄物処理業の許可が必要です。

既に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有している方であっても、新たに廃水銀等の処理を４月１日以降行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の許可

又は事業範囲の変更の許可が必要となりますので、申請する際は余裕をもって手続きを行ってください。

※　許可申請から許可まで通常40日程度要します(先行許可証の提出があった場合は、24日程度。)

2　特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

廃水銀等が特別管理産業廃棄物に指定されたことにより新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった事業場を設置している事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行わせるため、事業場毎に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があります。

3　特別管理産業廃棄物の収集運搬に係る処理基準及び保管基準の追加について

特別管理産業廃棄物に廃水銀等が指定されたことに伴い、収集運搬に係る処理基準及び保管基準に、新たに表２の基準が追加されました。

表２　収集運搬に係る処理基準

1　収集運搬に係る処理基準 特別管理産業廃棄物の一般的な収集運搬に係る処理基準に加え、	
	(1)　運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
	(2)　運搬容器は、密閉できることその他の構造(収納しやすいこと及び損傷しにくいこと)を有する者であること。
2　積替え又は保管基準 特別管理産業廃棄物の一般的な積替え又は保管基準に加え、	
	(1)　容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること。
	(2)　高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
	(3)　腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

4　お問い合わせについて

政令改正に関する内容、特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等の確認、許可申請に関することなど、ご不明な点がございましたら廃棄物対策課又は所管の岐阜地域環境室、各県事務所までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/gomi/haikibutsu/11225/toiawase.html

岐阜県庁ホームページ

トップ＞くらし・防災・環境＞ごみ・リサイクル＞廃棄物＞問い合わせ一覧

「ぎふ地球環境塾について」

岐阜県西濃県事務所環境課

西濃県事務所の管内は、岐阜県の西南部に位置し、大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡の２市３郡６町からなっています。

当地域の大半は、揖斐川・長良川・木曽川の３大河川の流域で形成された濃尾平野に属し、この地域特有の「輪中」が存在する全国有数の水郷地帯を形成しており、豊かな自然に恵まれています。

また、古くから東西交通の要衝として栄え、豊富な水と交通条件など恵まれた環境を背景に、紡績産業や精密機械製造業など多くの製造業が集積しており、県内製造品出荷額の１／４を占めるなど、県内の主要な工業地域となっています。

こうした地域環境のもと、将来の環境保全推進者を育てる人づくりを目標に、平成14年度に県が主体となって住産官学協働で「ぎふ地球環境塾」が設立されました。

平成16年度からは、運営を地域のＮＰＯに移管し、現在に至っています。

それでは、開設15年を迎える「ぎふ地球環境塾」をご紹介します。

現在「ぎふ地球環境塾」は、海津市の日本環境管理センターを主会場に、輪之内町に拠点を置くＮＰＯ法人『ピープルズコミュニティ』が運営を担い、西濃地域の小学４・５・６年生児童とその保護者約40組が、身の回りの環境問題について学んでいます。

講座は、４月から３月までの１年間、毎月第２土曜日（県民環境の日）の午前中おおむね２時間、親子で一緒に体験型実習や座学など楽しく学んでいます。

講師には、環境問題に取り組む地元の大学や企業の担当者が務め、さらに多くの企業に協賛をいただくなど、西濃地域の住産官学が協働して環境教育に取り組んでいます。

各回、１時間１単位で２単位の講座を開催し、環境哲学に基づいた講義や草木染め、自然観察会といった頭と体で学べる講座を行っています。また講義の間にレクリエーションを加えたり、体験実習や施設見学等を数多く取り入れるなど、子どもたちが飽きないよう工夫し、また保護者の方も一緒に学んでいただくことにより、家庭での話題作りになるよう努めています。

参加者からも、「親子で一緒に活動できた。」「身近な環境問題に家族で関心を持つことができた。」などの感想が寄せられています。

今後もこの「ぎふ地球環境塾」を通じて、一人でも多くの方が環境問題に関心を持ち、具体的な環境保全活動に取り組まれることを期待しています。

平成28年度　ぎふ地球環境塾カリキュラム

開催日	講　義　内　容	開催日	講　義　内　容
4月	開講式 環境を勉強する意味について 環境を保つための生物多様性って何？	10月	トイレの話 循環型社会のしくみ(とうもろこし収穫)
		11月	夜空の星々と光環境 自然と人
5月	ビンのリサイクル ワークショップ(牛乳パックの竹とんぼ作り) 森･里･海のつながり―魚附林(うおつきりん)―	12月	自然環境の保全活動 ワークショップ(廃油石けん作り) 使用済み液体の回収/精製
6月	徳山ダム見学会		
7月	トレーのリサイクル 薪と森林再生 循環型社会のしくみ(とうもろこし種まき)	1月	環境と経済のしくみ(お金の流れ方) 世界の水問題とつながる足もとの水環境
		2月	環境にやさしい物流(車社会) 水と西濃(カワバタモロコの生態)
8月	草木染め(藍染め体験)		
9月	おさかなウオッチング	3月	地球温暖化について考えよう 修了式

昨年度の様子

おさかなウオッチング

土のはたらき

徳山ダム見学

草木染め(藍染め体験)

わがまちの環境保全と対策

環境への負荷が少ない持続可能な「循環型都市」を目指して

関市長　尾　関　健　治

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに協会員の皆様におかれましては、日々の産業廃棄物の適正処理をはじめとする環境行政に対して、格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

関市は、日本の人口重心地を持ち、東海北陸自動車道、東海環状自動車道が結節する日本の真ん中に位置し、鎌倉時代より、名刀「関の孫六」に代表される刀鍛冶の地としてその名を知られ、その技術を今に伝えて優れた刃物製品を生産する「日本一の刃物のまち」です。

また、清流で名高い長良川での古式ゆかしい「小瀬鵜飼」や、毎年10月に開かれる「刃物まつり」など、全国から多くの観光客が訪れます。長良川・小瀬河畔で繰り広げられる古式漁法「小瀬鵜飼」は国指定重要無形民俗文化財に指定されているとともに、昨年12月には「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定され、関市はますます注目されています。

関市では、昭和61年に「分ければ資源、混ぜればごみ」を合い言葉にカン・ビンの分別に着手し、現在では全12品目にわたる「市民リサイクル事業」を推進しており、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、環境への負荷が少ない持続可能な「循環型都市」を目指しています。そのための政策として「廃棄物の発生抑制」は重要な課題であり、ごみの減量とリサイクルの推進、ごみ処理費用の負担の公平化、ごみ処理費用の確保を目的に、家庭ごみの有料化に向けた検討を重ね、市内各地で住民説明会を開いて市民の皆さんにご理解とご協力をお願いし、この４月から家庭ごみの有料化がスタートしました。

また、秋には環境フェアを行い、環境保全活動に積極的に取り組んでいる市民団体や事業者、小学校などの活動を広く知っていただくとともに、相互の情報交換を図っているほか、環境講演会を開いて、市民の皆さんに自然環境や生活環境に関する現状や課題、対策などをともに考えていただく機会としています。

これからも、先人が大切に守り育て、受け継がれてきた関市の恵まれた自然環境を、今を生きる我々の責務として将来の世代へ引き継いでいくため、市民・団体・事業者・行政が協働して、環境への負荷が少ない持続可能な「循環型都市」の実現を目指していきます。

最後に、今後とも廃棄物行政にご理解とご協力をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げます。

〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

◯理事会の開催

平成27年度第５回理事会が、平成28年２月17日㈫に「ふれあい福寿会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告
- (公社)全国産業廃棄物連合会第２回マニフェスト推進委員会(平成28年１月19日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会第３回専務理事会議(平成28年１月25日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会第２回全国正会員事務局責任者会議(平成28年１月29日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会第２回総務倫理委員会(平成28年２月４日開催)

(2) 委員会報告
- 総務委員会
  第３回委員会(１月28日)の協議結果
- 研修指導委員会
  第３回委員会(１月27日)の協議結果
- 広報編集委員会
  第４回委員会(１月27日)の協議結果
- 適正処理委員会
  第３回委員会(１月28日)の協議結果

(3) 青年部会報告
- 第10回役員会(１月14日)の開催結果
- 年末勉強会(12月17日)の開催結果

続いて、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

第１号議案　平成28年度事業計画(案)について
第２号議案　平成28年度予算(案)について
第３号議案　新規加入会員の承認について

続いて、その他として「12月末における会計収支報告」についての報告がされました。

また、「食品廃棄物の転売事案に係る不正処理」に関しても報告説明されました。

第５回理事会

◯委員会報告

平成28年１月27日㈬
- 第３回研修指導委員会を開催し、「当委員会が所管する平成28年度事業計画案」について協議し原案のとおり承認しました。
- 第４回広報編集委員会を開催し、「当委員会が所管する平成28年度事業計画案」及び協会報「ぎふ環境保全第106号の編集方針」について協議し原案のとおり承認しました。

平成28年１月28日㈭
- 第３回総務委員会を開催し、「当委員会が所管する平成28年度事業計画案」について協議し原案のとおり承認しました。
- 第３回適正処理委員会を開催し、「当委員会が所管する平成28年度事業計画案」について協議し原案のとおり承認しました。また、今後の不法投棄産業廃棄物の撤去について協議し、先にルール(県・市の関与、当協会の負担限度額等)を定めてから行うこととしました。

◯青年部会の動向

平成28年１月14日㈭
- 平成27年度第10回役員会が開催され「岐阜市まるごと環境フェア」、「年末勉強会」

等について協議が行われました。

平成28年２月18日㈭

- 平成27年度第11回役員会が開催され「平成28年度総会」、「役員の補充」等について協議が行われました。

平成28年３月４日㈮

- 「スプリングカンファレンス2016)」が仙台市内で開催され、仙台市・名取市沿岸部の視察と勉強会が行われました。この会議には粥川青年部会長はじめ３名が出席しました。また、全国から参加された青年部員や協会役員の方々との情報交換などの交流が行われました。

平成28年３月22日㈫

- 平成27年度第12回役員会が開催され、「第13回定時総会」等について協議が行われました。

〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

○全国正会員会長・理事長会議

平成28年２月26日㈮に、「平成27年度全国正会員会長・理事長会議」が、神戸市内の「ホテルオークラ神戸」で開催され、「平成28年度事業運営概要について」を議題に、①事業計画骨子案②人材育成方策検討③廃棄物処理法の見直しに係る意見等について協議されました。この会議には、粥川理事長と長谷部専務理事が出席しました。

○マニフェスト推進委員会

平成28年１月19日㈫に、第２回のマニフェスト推進委員会が開催され、紙マニフェストと電子マニフェストの利用状況、電子マニフェスト運用支援事業等について協議が行われました。この委員会には、長谷部専務理事が委員として出席しました。

○総務倫理委員会

平成28年２月４日㈫に、第２回の総務倫理委員会が開催され、食品廃棄物の不適正処理事案、食品廃棄物の不適正処理の防止(再発防止策)について協議が行われました。この委員会には、粥川理事長が委員として出席しました。

○全国正会員事務局責任者会議

平成28年１月29日㈮に、「平成27年度第２回正会員事務局責任者会議」が、東京都内の「アジュール竹芝」で開催され、「平成28年度事業計画骨子」、「電子マニフェスト運用支援事業」、「廃棄物処理法等の見直しに関する連合会意見書の作成状況」等について説明や協議が行われました。この会議には、長谷部専務理事と青山事務局長が出席しました。

〈中部地域協議会〉

○全体会議

平成28年３月９日㈬に、「平成27年度中部地域協議会第２回全体会議」が、四日市市内のプラトンホテル四日市で開催され、「平成28年度の事業計画・収支予算」、「平成28年度の業許可講習会の開催予定」、「(公社)全産連会長表彰候補者の推薦」、「(公社)全産連の平成28年度事業計画骨子案」等について協議が行われました。この会議には、粥川理事長、丹羽副理事長及び長谷部専務理事が出席しました。

○専務理事会議

平成28年１月25日㈪に、「平成27年度第３回専務理事会議」が、四日市市内において開催され、「平成28年度事業計画、収支予算」、「平成28年度業許可講習会の開催予定」、「(公社)全産連会長表彰候補者の推薦」等について協議されました。

また、会議に先立ち、四日市市内にある九鬼産業㈱へ訪問し、ごま油製造工程の視察・見学をしました。この会議には、長谷部専務理事が出席しました。

〈その他〉

◯産業廃棄物処理実務者研修会

平成28年２月24日(水)に、(公社)全国産業廃棄物連合会が主催し当協会が会場準備や受付業務などに協力する方法で開催している「産業廃棄物処理実務者研修会(基礎コース)」が、岐阜市内のふれあい福寿会館で開催されました。この研修会は、排出事業者及び処理業者において産業廃棄物を取り扱う実務担当者に、委託契約書、マニフェスト及び帳簿等に関する幅広い知識を習得・再認識していただくことを目的に開催されるもので、当日は実務に携わる担当者77人が参加されました。

◯廃棄物処理法に関する法令講習会

平成28年３月３日(木)に、岐阜県と岐阜県食品衛生協会、岐阜県産業環境保全協会の合同開催で「産業廃棄物処理法に関する法令講習会」が岐阜市内の「ぎふ清流文化プラザ」で行われました。この講習会は、廃棄食品が不適正に転売された事案を受けて開催されたもので、「廃棄物の適正処理に向けて」、「コンプライアンスと食品衛生法」について講習が行われました。当日は、岐阜県食品衛生協会員、岐阜県産業環境保全協会員など180人が参加されました。

法令講習会

新規加入会員の紹介

【正 会 員】

加入日	会員名 代表者職氏名	住所 電話番号	業の区分	備考
H28 ２.17	山中　晶 (カワハタ商店)	〒503-0115 安八郡安八町南今ケ渕884-2 ☎0584-64-3128	収集運搬業	

会員数の状況

正会員	３０４
賛助会員	６２
特別会員	２
合計	３６８

(平成28年３月31日現在)

岐阜県及び岐阜市の平成28年4月1日付で行われた、人事異動をお知らせします。

岐阜県の人事異動（関係分）

◇環境生活部

現　職　名	転　入　者	転入前職名	前　任　者	転出先職名
部長	桂 川　淳	森林文化アカデミー副学長兼事務局長	安 福 正 寿	教育委員会副教育長

◇廃棄物対策課

現　職　名	転　入　者	転入前職名	前　任　者	転出先職名
管理調整監	生 田 直 人	多治見土木事務所施設管理課長	岡 田 知 也	行政管理課長
（管理調整係）				
主査	宮 嶋 泰 徳	清流の国推進部地域スポーツ課主査	和 田 和 也	健康福祉部健康福祉政策課主査
（企画調査係）				
主査	薫 田 裕 久	中濃県税事務所主査	蒲　祐 輔	県民生活相談センター企画係長
（一般廃棄物係）				
主査	森　建 憲	健康福祉部地域医療推進課主査	今 峰 充 敏	岐阜土木事務所用地第一係長
主任技師	田 中 慎 吾	危機管理部消防課主任技師	今 村 和 基	西濃県事務所主任技師
（産業廃棄物係）				
技術課長補佐兼係長	鈴 木 教 明	揖斐県事務所技術課長補佐兼環境保全係長	永 井 磨 智	東濃保健所生活衛生課長
技師	加 藤 大 和	新規採用	——	——
（監視指導係）				
主査	酒 井 貴 志	商工労働部商工政策課主査	野 田 知 宏	健康福祉部健康福祉政策課主査
課長補佐	大 野 藤 逸	再任用	——	——

岐阜市の人事異動（関係分）

◇環境事業部

現　職　名	転　入　者	転入前職名	前　任　者	転出先職名
部長	浅 野 裕 之	次長	林　俊 朗	退職
次長	久 米 規 文	自然共生部自然共生政策課長	浅 野 裕 之	部長

◇産業廃棄物指導課

現　職　名	転　入　者	転入前職名	前　任　者	転出先職名
課長	篠 田 桂 一	産業廃棄物特別対策課長	桂 川 芳 久	寺田プラント場長

平成28年度 産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程

平成28年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の本県及び近県の開催日程は、下記のとおりです。

開催県	新　規				更　新		特管責任者
	産廃収運	産廃処分	特管産廃収運	特管産廃処分	産廃収運・特管産廃収運	産廃処分・特管産廃処分	
岐阜	9/8～9/9				7/21 10/19		7/20
静岡	5/11～5/12 10/12～10/13 (29年) 1/17～1/18				7/21 11/16 (29年) 2/8	12/6～12/7	5/13 7/20 11/15 (29年) 2/7
愛知	5/25～5/26 8/4～8/5 11/10～11/11	6/14～6/17	7/27～7/29	(29年) 2/13～2/17	6/3 8/26 10/14 11/29 12/16 (29年) 3/3	7/21～7/22	6/2 8/25 9/1 9/2 10/13 12/15 (29年) 3/2
三重	7/21～7/22				5/20 11/2	9/29～9/30	5/19 11/1

※岐阜県講習会会場　ふれあい福寿会館(岐阜県県民ふれあい会館)　岐阜市薮田南5－14－53

○講習会の申込み手続き

1　**インターネットによる申込み**

- インターネット申込みの詳細は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページをご覧ください。【URL】http://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html

2　**郵送による申込み(岐阜県の場合)**

- 受講を希望される方は、あらかじめ当協会に電話(058－272－9293)で問い合わせのうえ、受講予約をしてください。
- 受講希望者が定員(各120名)に達したときは、受付を終了します。
- 受講の手引き(受講申込書等)は、当協会又は岐阜県岐阜地域環境室、岐阜県各事務所環境課(岐阜市の場合は、岐阜市産業廃棄物指導課)で入手してください。

(注)岐阜県以外については、直接開催県の協会へ受講の受付が可能であるかをお問い合わせください。

(公社)静岡県産業廃棄物協会　☎054-255-8285
(一社)愛知県産業廃棄物協会　☎052-332-0346
(一社)三重県産業廃棄物協会　☎059-351-8488

講習会の受講申込みはWebで!!

処理業（新規）講習会　処理業（更新）講習会　特管責任者講習会

http://www.jwnet.or.jp

受講の申込みは
インターネットが便利です。
※詳細はJWセンターホームページ
http://www.jwnet.or.jpを
ご覧ください。

Web申込みのメリット

受講料の割引き
平成28年度よりWebからお申込みいただくと、受講料を500円割引きします。

受講申込書取寄せ不要
書面の受講申込み書（「受講の手引き」）の取寄せには郵送料がかかりますがWeb申込みでは不要です。

24時間申込み可能
JWセンターホームページにアクセスすれば、24時間いつでも申込みできます。Webからのお申込みは、本人確認用の写真(画像ファイル)が必要です。

受講料支払手数料が不要
Webでのお申込みの方は、銀行・コンビニ・クレジットカードから受講料のお支払いが選択できます。支払手数料は無料（銀行の振込み方法によっては手数料がかかる場合があります。）です。

試験結果が早めに確認
Webでのお申込みをいただいた方には「マイページ」が作成され、申込内容の確認、受講票のダウンロード、内容等の変更、いち早く合否結果の確認ができます。

受講申込手続きの流れ

事前準備
受講の留意事項の確認（JWセンターホームページ参照）
写真ファイルの準備

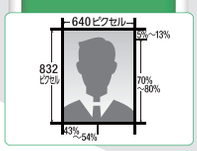

1
開催日程の検索
申込情報の入力
写真アップロード

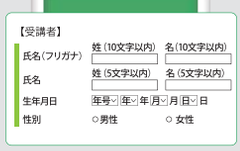

2
仮受付・お支払いに必要な情報等のメール受取
メール受取

3
受講料のお支払い
支払期限14日以内

Web申込みの前に・・・

Webでのお申込みは、本人確認用の顔写真（画像ファイル）の登録が必要です。Web申込みの前に、JWセンターホームページ「開催日程・空席状況検索・Web申込みはこちら」より、開催日程・空席状況をご確認ください。

インターネット環境をご確認ください。

利用環境

OS:Windows
ブラウザ:Microsoft Internet Explorer 9～11、Microsoft Edge、Google Chrome、FireFox

ブラウザの設定について

・「SSL暗号化通信が可能」な設定でご利用ください。
・一部にポップアップを利用しています。「当システムのポップアップを許可する」設定でご利用ください。
詳細はJWセンターホームページを参照ください。

メールの受信設定について

Web申込みではEメールアドレスの登録が必須です。登録されたEメールアドレスに受付手続きの状況の連絡をいたします。あらかじめ “jw-reception@shiken-navi.net” からのEメールを受信できるように設定してください。

修了証の氏名について

修了証の氏名は、JIS X0213:2004(JIS第1水準～第4水準)の対応文字で交付いたします。非対応の文字は置き換えさせていただきます。(例:髙→高 等)

顔写真（画像ファイル）の準備

Web申込みには、本人確認用の顔写真（画像ファイル）の登録が必要です。「写真について（ファイルの形式、サイズ等）」を参考に必要な写真（画像ファイル）をご準備ください。（インターネット申込みを行うパソコンに、あらかじめ画像ファイルを保存しておきます。）

写真について（ファイルの形式、サイズ等）

ファイルの形式：ＪＰＥＧ形式に限ります。（ビットマップ形式やその他の形式のファイルは使用できません。）
ファイルのサイズ：縦832ピクセル×横640ピクセルのものを作成してください。

「画像切取ツール」（ソフトウェア）について

JWセンターホームページからダウンロードできる「画像切取ツール」を使用すれば、簡単な操作で、デジタルカメラやスマートフォンで撮影した画像ファイルを、上記の形式・サイズに沿ったファイルに変換することができます。元の画像ファイルは、縦832ピクセル×横640ピクセル以上のファイルをご準備ください。詳細はJWセンターホームページを参照ください。

画像加工サービスについて

ご自身で顔写真の加工が出来ない場合は、次のEメールアドレスにデジカメで撮った写真をお送りください。加工して送り返します。【写真送信先メールアドレス：photo@jwnet.or.jp】
※本人確認のため、講習会場で免許証等の呈示をお願いすることがあります。

4

受講決定のメール受取

メール受取

受講日までに

マイページから受講票を印刷、受講当日持参

受講料のお支払い方法

3種類のお支払い方法をご利用いただけます。
ご希望のお支払い方法を選択ください。

- 銀行振込みによるお支払い
- コンビニによるお支払い
- クレジットカードによるお支払い

書面での申込み方法

書面でのお申込みには「受講の手引き」が必要です。お近くの都道府県産業廃棄物協会（裏面参照）に請求してください。
「受講の手引き」は、下記の書類を同封してご請求ください。

① 送付状
送付状には、請求者の氏名、電話番号等の連絡先、手引きの種類と部数を記載してください。

② A4版の書類が入る返信用封筒
封筒には、切手を貼付し、住所、氏名、手引き希望と明記してください。

※貼付する切手代金の目安［返信用封筒の重さ15g程度の場合］
<処理業講習会>1部：250円/2部：400円/3部～5部：600円
<特管責任者講習会>1部：205円/2部～3部：400円/4部～7部：600円

受講課程と受講料

処理業（新規）講習会の種類

課程名		対象者	業の許可申請ができる修了証の種類	講習期間	通常料金	割引料金
A	産廃の収集・運搬課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可を受けようとする方	産業廃棄物収集・運搬業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	2日	30,400円	29,900円
B	産廃の処分課程	産業廃棄物処分業の許可を受けようとする方	産業廃棄物処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	3日	48,300円	47,800円
C	産廃の収集・運搬と処分課程	産業廃棄物・収集・運搬業の許可と処分業の許可の両方を受けようとする方	産業廃棄物収集・運搬業・処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	3.5日	67,400円	66,900円
D	特別管理産廃の収集・運搬課程	特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可を受けようとする方	特別管理産業廃棄物収集・運搬業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請　産業廃棄物収集・運搬業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	3日	46,200円	45,700円
E	特別管理産廃の処分課程	特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする方	特別管理産業廃棄物処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請　産業廃棄物処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	4日	68,000円	67,500円
F	特別管理産廃の収集・運搬と処分課程	特別管理産業廃棄物の収集・運搬業の許可と処分業の許可の両方を受けようとする方	特別管理産業廃棄物収集・運搬業・処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請　産業廃棄物収集・運搬業・処分業の新規許可申請/更新許可申請/変更許可申請	4.5日	97,600円	97,100円

処理業（更新）講習会の種類

課程名		対象者	業の許可申請ができる修了証の種類	講習期間	通常料金	割引料金
G	産廃又は特管産廃の収集・運搬課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可の更新を受けようとする方	産業廃棄物収集・運搬業の更新許可申請/変更許可申請　特別収集・運搬業の更新許可申請/変更許可申請	1日	20,000円	19,500円
H	産廃又は特管産廃の処分課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする方	産業廃棄物処分業の更新許可申請/変更許可申請 特別管理産業廃棄物処分業の更新許可申請/変更許可申請	1.5日	25,200円	24,700円
I	産廃又は特管産廃の収集・運搬と処分課程	産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可の更新を受けようとする方	産業廃棄物収集・運搬業・処分業の更新許可申請/変更許可申請 特別管理産業廃棄物収集・運搬業・処分業の更新許可申請/変更許可申請	2日	38,600円	38,100円

排出事業者（特責）講習会

課程名		対象者	関係条文	講習期間	通常料金	割引料金
J	特別管理責任者に関する講習会	特別管理責任者の資格者ならびに必要な知識を修得しようとする方	規則第8条の17第1号 第2号	1日	14,000円	13,500円
K	医療関係機関等を対象にした特別管理責任者に関する講習会	特別管理任者の資格者、ならびに必要な知識を修得しようとする方	規則第8条の17第1号 第1号	1日	14,000円	13,500円

お　知　ら　せ

47都道府県協会連絡先

北海道・東北

(公社)北海道産業廃棄物協会　TEL.011-241-7611
(一社)青森県産業廃棄物協会　TEL.017-721-3911
(一社)岩手県産業廃棄物協会　TEL.019-625-2201
(一社)宮城県産業廃棄物協会　TEL.022-290-3810
(一社)秋田県産業廃棄物協会　TEL.018-863-7107
(一社)山形県産業廃棄物協会　TEL.023-624-5560
(一社)福島県産業廃棄物協会　TEL.024-524-1953

関東

(一社)茨城県産業廃棄物協会　TEL.029-301-7100
～ 029-301-7102
(公社)栃木県産業廃棄物協会　TEL.028-632-5575
(公社)群馬県環境資源保全協会　TEL.027-243-8111
(一社)埼玉県環境産業振興協会　TEL.048-822-3131
(一社)千葉県産業廃棄物協会　TEL.043-246-9581
(一社)東京都産業廃棄物協会　TEL.03-5283-5455
(公社)神奈川県産業廃棄物協会　TEL.045-681-2989

信越・北陸・東海

(一社)新潟県産業廃棄物協会　TEL.025-246-9288
(一社)富山県産業廃棄物協会　TEL.076-425-8663
(一社)石川県産業廃棄物協会　TEL.076-224-9101
(一社)福井県産業廃棄物協会　TEL.0776-57-0070
(一社)山梨県産業廃棄物協会　TEL.055-244-0755
(一社)長野県資源循環保全協会　TEL.026-224-9192
(一社)岐阜県産業環境保全協会　TEL.058-272-9293
(公社)静岡県産業廃棄物協会　TEL.054-255-8285
(一社)愛知県産業廃棄物協会　TEL.052-332-0346
(一社)三重県産業廃棄物協会　TEL.059-351-8488

近畿

(一社)滋賀県産業廃棄物協会　TEL.077-521-2550
(公社)京都府産業廃棄物協会　TEL.075-694-3402
(公社)大阪府産業廃棄物協会　TEL.06-6943-4016
(一社)兵庫県産業廃棄物協会　TEL.078-381-7464
(一社)奈良県産業廃棄物協会　TEL.0744-33-8800
(一社)和歌山県産業廃棄物協会　TEL.073-435-5600

中国・四国

(一社)鳥取県産業廃棄物協会　TEL.0858-26-6611
(一社)島根県産業廃棄物協会　TEL.0852-25-4747
(一社)岡山県産業廃棄物協会　TEL.086-254-9383
(一社)広島県資源循環協会　TEL.082-247-8499
(一社)山口県産業廃棄物協会　TEL.083-928-1938
(一社)徳島県産業廃棄物協会　TEL.088-626-1381
(一社)香川県産業廃棄物協会　TEL.087-847-8400
(一社)えひめ産業廃棄物協会　TEL.089-986-3450
(一社)高知県産業廃棄物協会　TEL.088-872-5056

九州・沖縄

(公社)福岡県産業廃棄物協会　TEL. 092-651-0171
(一社)佐賀県産業廃棄物協会　TEL. 0952-29-8702
(一社)長崎県産業廃棄物協会　TEL. 095-832-8620
(一社)熊本県産業廃棄物協会　TEL. 096-213-3356
(一社)大分県産業廃棄物協会　TEL. 097-503-0350
(一社)宮崎県産業廃棄物協会　TEL. 0985-26-6881
(一社)鹿児島県産業廃棄物協会　TEL. 099-222-0230
(一社)沖縄県産業廃棄物協会　TEL. 098-878-9360

Web申込みのQ&A

Q インターネットから受講申込をしましたが、返信メールが届きません。

A メールの受信制限をしているか、若しくは登録のメールアドレスに誤りがあった可能性があります。メールの受信制限をご確認のうえ、JWセンターまでご連絡ください。

Q 処分課程を申し込んでいますが、収集・運搬課程を追加して申込みしたい。

A 処分課程の受講料をご入金済みの場合、マイページから処分課程の受講番号でログインし、「追加受講申込」ボタンをクリックし、お手続きをしてください。

Q 入力情報を間違えたり、受講日の都合が悪くなった場合、どうすればよいですか。

A 入金後、受講が確定すると確定後の受講番号で「マイページ」にログインすることができます。そこで情報の修正がご自身でできます。また、受講者を変更して同じ課程の講習会を受講する場合は、同じく「マイページ」で変更できます。別日程・会場への変更やキャンセル返金手続きを希望される場合は、JWセンターまでご連絡ください。

Q 受講料を支払いましたが、マイページ画面で「未入金」となっています。

A マイページ画面の入金状況は、お支払後すぐには反映されません。下記時間を参考にご確認ください。
銀行振込：振込後、最大で4時間後
※15:00以降に振り込まれた場合、翌日午前中
コンビニ支払：支払後、最大で5時間後
クレジットカード：翌日、翌々日
※土日祝日及びJWセンターの休業日は含みません。

Q インターネットから受講申込をしましたが、申込手続き完了の確認方法を教えてください。

A マイページで申込情報が閲覧できます。

Q 銀行振込の際、申込者の名義ではなく、会社名義で振り込みました。何か問題ありますか？

A 問題ありません。

Q 請求書、領収書は発行してもらえますか？

A マイページから印刷できます。

公益財団法人
日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）教育研修部

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア 7階　TEL.03-5275-7115　FAX.03-5275-7116

http://www.jwnet.or.jp

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は５年です。
許可は更新手続きをしないと失効します。
このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

○　当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の１年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了６ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。

○　更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
　許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は５年間、更新講習会修了証は２年間とされています。
　（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。）

○　許可満了日到来２ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を６ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

一般社団法人　岐阜県産業環境保全協会
ＴＥＬ　０５８－２７２－９２９３

＜協会への入会のおすすめ＞

―― 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ――

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要であります。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎　入 会 金　　正 会 員　　１０，０００円

◎　会　　費　　正 会 員　月　額　１０，０００円
　　賛助会員　年　額　３０，０００円

◎　入会方法　　入会には申込書を提出していただきますので、協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人　岐阜県産業環境保全協会

〒500－8384　岐阜市薮田南１－11－12
岐阜県水産会館１Ｆ
ＴＥＬ　０５８－２７２－９２９３
ＦＡＸ　０５８－２７２－６７６４

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約300件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

1．最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。

2．次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。

銀　　行（十六・大垣共立）
信 用 金 庫（岐阜・大垣西濃・関・東濃・八幡・高山）
信 用 組 合（岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師）
農業協同組合（岐阜県内のすべての農業協同組合）
労 働 金 庫（東海労働金庫）
ゆうちょ銀行（全国のゆうちょ銀行）

3．ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。

4．お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第１・四半期	第２・四半期	第３・四半期	第４・四半期
月　日	４月27日	７月27日	11月27日	１月27日
金　額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

４月27日	30,000円

【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人　岐阜県産業環境保全協会

☎０５８（２７２）９２９３

〈電子マニフェストシステム（愛称：ＪＷＮＥＴ）の加入申込み〉

―― 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ――

1 申込み方法

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター　ホームページの Web 申込フォームから申込みください。

2 利用料金

(1) **排出事業者**

利用区分	A　料　金	B　料　金	少量排出事業者団体加入料金（C料金）
基本料（1　年　間）	25,920円	2,160円	不　要
使用料（登録情報1件につき）	10.8円	（66件まで無料） 67件から　32.4円	32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200件以上	1,199件以下	――

排出事業者の加入単位　任意（排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など）

(2) **収集運搬業者**
(3) **処分業者**

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能＋２次登録機能 ※2	
			A料金	B料金
基本料（1　年　間）	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料（登録情報1件につき）	――	――	10.8円	（66件まで無料） 67件から 32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	――	――	700件以上	699件以下

※１　処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。
※２　上記１の機能と併せて、中間処理語の残さを電子マニフェスト登録（２次マニフェスト登録）する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位　任意（業者単位で加入、１業者の複数加入も可能）
処分業者の加入単位　処分事業場単位（同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、１事業場とすることも可能）

3 問い合せ先

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター
ホームページアドレス　http://www.jwnet.or.jp./jwnet/
サポートセンター　電話：0800-800-9023（フリーアクセス、通話料無料）
※ＩＰ電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

平成28年３月31日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	３，３５９
収集運搬業者	２５３
処分業者	１４３
合計	３，７５５

産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の購入について

【産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に必要事項をご記入の上、ＦＡＸで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日（土日祝日を除く）に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行（郵便局）へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票（マニフェスト）の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票（（公社）全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

(一社)岐阜県産業環境保全協会　御中
FAX　058―272―6764

＊No,　＿＿＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿＿＿

＊No,　＿＿＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿＿＿

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

（単票１箱＝100セット入、連続票１ケース＝500セット入）

管理票（マニフェスト）の区分	種　類	単価(円)	数　　量
産業廃棄物管理票【直行用】７枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単　　票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】８枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単　　票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト　７枚綴り 建設六団体副産物対策協議会発行	単　　票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行）【直行用・積替用】の**「マニフェストシステムがよくわかる本」**	Ａ５版　62ページ １冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の**「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」**	Ａ４版　34ページ １冊 170円(実費)	冊

平成　　年　　月　　日

〒　　－

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会 社 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名又は
取扱責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 話 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊事務局記入欄

支払方法	発送　払込No
	窓口　現金
整　　理	

（注）　＊印の欄は、記入しないでください。

2015.　1

お知らせ

○保全協 News について

平成28年１月15日（第163号）、２月12日（第164号）及び３月28日（第165号）で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

（第163号）

１　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

２　「平成27年度産業廃棄物処理実務者研修会（基礎コース）」の開催について（再度の案内）

（第164号）

１　有害物ばく露作業報告対象物（平成28年対象・平成29報告）について

２　連合会が発行する産業廃棄物管理票における産業廃棄物の種類として廃水銀等の追加について（廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定にともなう追加）

３　平成28年度税制改正大綱の決定について

（第165号）

１　平成28年度各種講習会開催日程について

事務局からのお願い

※会員各位

○社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・ＦＡＸ番号に変更が生じた場合は、事務局へＦＡＸにてご連絡ください。

○ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へＦＡＸにてご連絡ください。

○電子マニフェストに加入された場合は、電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

※正会員（処理業者）各位

○岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付ください。

○許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内にお願いします。

○優良認定、優良確認を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内にお願いします。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長　石　原　幸　喜

副委員長　濱　岡　直　彦

各　務　剛　児　　川　合　秋　男　　川　合　雅　和　　野々村　　清

編集顧問

大　野　安　一

編　集　後　記

４月は新事業年度が始まる最初の月で、前年度の総括や新年度の計画、準備などで慌ただしい時であります。本来なら新年度の抱負など述べたいところでありますが、今年に入ってとんでもない事件が起きましたので、これについて触れてみたいと思います。

あるカレーチェーンが異物混入の恐れがあるとして廃棄処分した冷凍食品が、あろうことか依頼を受けた廃棄物処理業者が食品業者に横流しして、それらが店頭に並んで一部は消費者の口に入ったという事件であります。

事件の概要については既に読者諸兄はご存知だと思いますが、廃棄物処理業者が愛知県にあり、店頭に流した食品会社が岐阜県とあって、私どもにとっては強い衝撃を受けた事件でありました。

事件の詳細については、現在関係当局によって捜査中であり、いずれ全容が解明されると思いますが、現時点で明らかなことは、次のような市民感情の広がりではないでしょうか。

《やっぱり、廃棄物処理業者は信用できない》

しかし、廃棄物処理事業は事件が起きる度に関係法令が整備され、法令順守が厳しくなってきた経緯から、関心のある市民なら次のような疑問が生じたのではないでしょうか。

《廃棄物処理業者を指導・監督する関係当局は、長年の不正になぜ気づかなかったのであろうか》

《廃棄物排出事業者は、委託先が適正に処理していることを確認していなのでしょうか》

仏教では、最も簡単で誰でもできる修行の一つに、自分の寝起きする場所を清める、掃除をすることを掲げています。市民生活を支える産業活動から生じる廃棄物の処理事業は、まさにお釈迦様が教えられている清掃そのものではないかと常々思っています。

単なるお金儲けでなく、廃棄物処理業者はもちろん、排出事業者も監督官庁も、また、一般市民も自分たちの生活環境を清潔にするという理念をよくよく弁え、力を合わせて健全で健康な国家社会の建設に努力したいものであります。

［言葉の宝石］

口(くち)を以(もつ)て己(おの)れの行(おこない)を謗(そし)ること勿(なか)れ。耳(みみ)を以(もつ)て人(ひと)の言(げん)を聞(き)くこと勿(なか)れ。（言志晩録170）

（その意味）

この言葉は、郷土の偉人佐藤一斎先生著言志四録（三）に掲載されているもので、その意味は自分の口で自分の行いを悪くいうものではない（心で非を改めるがよい）。

自分の耳で他人のいう言葉を聞いてはいけない（他人の言葉を聞くときは、そのうわべを耳で聞くのではなく、その真意を心で判断しなければいけない）。

記　大野　安一

平成２８年４月１５日発行　　第１０６号

編集発行　一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長　粥　川　長　司

〒500－8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL〈058〉２７２－９２９３　FAX〈058〉２７２－６７６４

http://www.gifu-hozen.jp

E-mail info @gifu-hozen.jp

印　刷　共　和　印　刷　株　式　会　社

協会のシンボルマーク

BtoBに特化した環境産業総合見本市

湖環境 ビジネスメッセ2016

BIWAKO BUSINESS MESSE

出展のご案内

環境ビジネスの最前線、
さらにその先へ―

ビジネスに直結する3日間!!

2015年度実績

来場者数 33,080人

出展者数 302企業・団体

商談件数 25,461件

開催日 2016 10/19(水)～21(金)

会場:長浜バイオ大学ドーム

出展申込受付は 5/31(火)まで

小間数に限りがありますのでお早めにお申し込みください。

出展募集説明会

大阪 2月 5日(金) 14:00～16:00
◆会場／ハービスENT オフィスタワー9階 会議室
(JR大阪駅 桜橋口 徒歩7分)

名古屋 2月 9日(火) 14:00～16:00
◆会場／ミッドランドスクエア オフィスタワー5階 会議室C
(JR名古屋駅 桜通口 徒歩5分)

東京 2月16日(火) 14:00～16:00
◆会場／フクラシア東京ステーション 6階 会議室A
(JR東京駅 日本橋口 徒歩1分)

詳しくはウェブサイトをご覧ください。 びわ湖メッセ 検索 www.biwako-messe.com

主催 びわ湖環境ビジネスメッセ実行委員会
(一社)滋賀経済産業協会、県内経済団体、県内大学、長浜市、彦根市、米原市、滋賀県
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目-1-1 滋賀県庁東館2階
TEL:077-528-3793 FAX:077-528-4876

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future

HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
研木村（はつりき むら）

■本　社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004

エコアクション21
認証・登録番号 0009896

岐阜県
優良産廃処理業者

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献

タカイ商事株式会社

TAKAI

産業廃棄物収集運搬業

（岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府）

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

（岐阜県）

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

（岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県）

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

（焼却、中和）

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

（焼却、破砕、圧縮、切断、脱水、中和）

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

**産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい**

産業廃棄物総合焼却処理工場

〒501−1183
岐阜県岐阜市則松1469番地の3
TEL（058）239−9931
FAX（058）239−9828
E-Mail　takaisho@sweet.ocn.ne.jp
URL　http://www.takai-shoji.jp/

企業理念

“安全で安心”循環型社会の創造は私たちの使命です

ISO14001、13ER-904
環境マネジメントシステム

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境（環境アセスメント）の保全を図る上で極めて重要なことであります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。

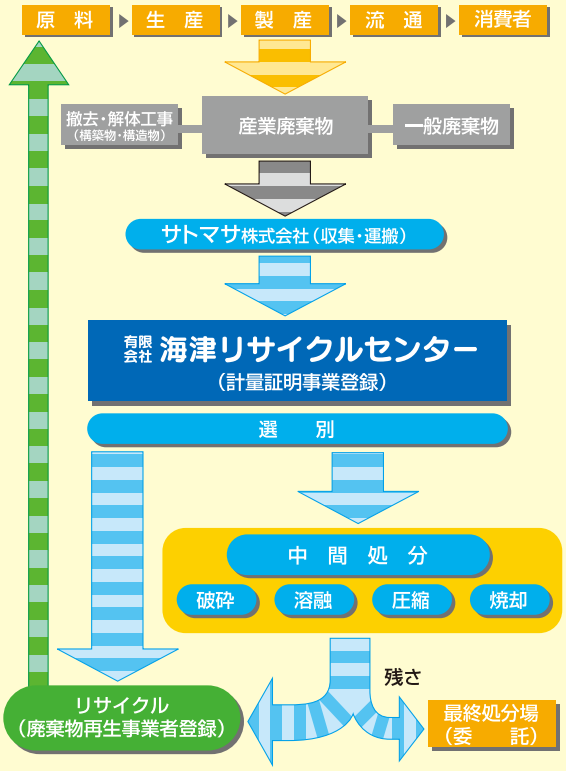

〈加盟団体〉サトマサグループ

（一社）愛知県産業廃棄物協会
（一社）岐阜県産業環境保全協会
（一社）三重県産業廃棄物協会
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター
〒503-0643　岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103　Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社
〒496-0045　愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103　Fax.0567-26-4843

http://www.satomasa.co.jp　E-mail : info@satomasa.co.jp